

全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動実施要領

1 目的

交通事故被害を軽減させる効果の高い全席シートベルト・正しいチャイルドシートの着用について通年の徹底運動として推進するとともに、毎月14日の着用推進の日や、7、8月の重点期間を中心に、広報啓発と指導取り締まりを連携させて実施する等、運動の総合的かつ効果的な展開を図る。

2 主 唱

山梨県交通安全対策本部
山梨県交通対策推進協議会

3 主催機関・団体、協賛機関・団体 別記のとおり

4 運動の実施期間

通年 4月1日から3月31日

5 運動の概要

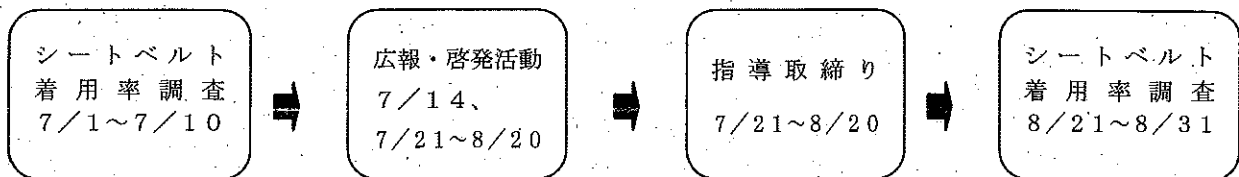
関係機関・団体等は、次の事項を踏まえ、それぞれの実態に即した運動を実施するものとする。

(1) 「全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日」キャンペーン

「全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日」である、毎月14日を中心に、広報啓発活動及び街頭指導等を実施する。

(2) 重点期間の設定

7、8月の2ヶ月間を重点期間とし、同時期に実施する「夏の交通事故防止県民運動」と連動させながら、着用率の調査、広報啓発、指導取り締まりを組み合わせた効果的な運動を展開する。



6 実施内容

(1) 広報啓発

実施主体	具体的内容
山梨県交通安全対策本部 山梨県交通対策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日（毎月14日）におけるキャンペーンの実施 ○ 「全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動重点期間」（7月、8月）におけるキャンペーンの実施 ○ 広報スポット放送（テレビ・ラジオ） ○ 新聞広告の掲載 ○ 広報車による巡回広報 ○ 啓発用品の作成・配布

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 啓発ビデオの貸し出し ○ ホームページでの広報啓発
市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日」(毎月14日)におけるキャンペーンの実施 ○ 「全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動重点期間」(7月, 8月)におけるキャンペーンの実施 ○ 広報紙(誌)・広報車・有線放送・回覧板等による広報啓発 ○ 啓発ビデオ放映(ロビー・待合室・交通安全教室・各種イベント等) ○ 横断幕、幟旗、立て看板等の作成・掲出 ○ 職員及び関係機関・団体への運動趣旨の周知徹底と協力要請 ○ 庁舎内駐車場利用者への着用の呼びかけ ○ 自治会・町内会等への周知徹底と協力の要請 ○ 各種交通安全教室・イベント等の実施
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日」(毎月14日)におけるキャンペーンへの参加・協力 ○ 「全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動重点期間」(7月, 8月)におけるキャンペーンの実施 ○ 機関紙(誌)等による広報啓発 ○ 横断幕、幟旗、立て看板等の作成・掲出 ○ 職員(従業員)及び家族に対する着用の呼びかけ ○ 構成組織への運動趣旨の周知徹底 ○ 各種会合・研修会等を利用した着用の呼びかけ

(2) 指導取り締まり

各警察署において、上記重点期間中等、広報啓発活動と連携させて、シートベルトの着用義務違反及びチャイルドシートの使用義務違反の指導取り締まりを重点的に実施する。

(3) 着用率調査

各市町村において、管内の1箇所を選定し、交通量の多い時間帯1時間について運転席及び助手席のシートベルトの着用率を調査する。

各市町村は、調査結果を別に指定する期日までに事務局へ報告し、事務局は取りまとめのうえ、啓発用資料として、市町村、報道機関等に公表する。

県においては、後部座席着用率調査の手法について試行する。